

特定小型原動機付自転車の販売に当たってのチェック票【販売事業者用】

販売店	販売日		一連番号	
	店舗名			
	販売担当者			

購入者	氏名			
	住所			
	年齢	(歳)	生年月日	
	連絡先			

(※)は推奨事項

チェック欄	項目
【交通ルールの周知について】	
☐	購入者へ交通ルールの周知はしたか
☐	交通ルールの理解度を測るテストを実施したか
☐	(※) 交通ルールの理解度を測るテストを実施した際、一定の水準に至らない方に個別的指導や助言を実施している
☐	交通ルールを理解させるための動画を視聴させたか
☐	(※) 動画視聴後に交通ルールを遵守することに関する誓約書に署名させている
☐	交通ルールを理解させるためのリーフレットやDVD等が附属した状態で商品を販売したか
☐	(※) 購入者に対する定期的な動画の配信など、購入者が交通ルールを復習できるようにしている
☐	その他()
【年齢確認について】	
☐	購入者の年齢確認はしたか(16歳未満の者は運転禁止)
☐	身分確認方法 (□マイナンバーカード、□運転免許証、□学生証、□その他())
☐	16歳未満の者が運転した場合、道路交通法違反となり罰則が適用される可能性があることを説明したか
☐	(※) 購入者に16歳以上である旨の誓約書に署名させたか
☐	(※) 身分証明書のコピーを取ったか
☐	16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供した場合、道路交通法違反となり罰則が適用される可能性があることを説明したか
【乗車用ヘルメットについて】	
☐	道路交通法により運転者はヘルメット着用が努力義務になっていることを説明したか
☐	交通事故発生時、ヘルメット着用により被害が軽くなる効果があることを説明したか
☐	(※) 特定小型原動機付自転車とヘルメットのセット販売をしている
【道路運送車両の保安基準について】	
☐	公道を走行するためには、前照灯や最高速度表示灯を備付けなければならないなどの保安基準について説明したか
☐	不正改造してはならないことを説明したか
☐	ナンバープレートの取付けが必要であることを説明したか
☐	(※) ナンバープレートの取得手続を実施したことを確認した後に車体の引渡しを行っている
☐	(※) 購入者が購入した特定小型原動機付自転車の点検・整備に関する情報を提供している
【自動車損害賠償責任保険について】	
☐	公道を走行するためには、自賠責保険への加入が必要であること、加入しないまま走行すると罰則があること、交通事故発生時に損害賠償責任を負うことについて説明したか
☐	(※) 自賠責保険の取得手続を案内している
☐	(※) 自賠責保険の取得手続の実施を確認した後に車体の引渡しを行っている
【交通事故発生時の対応について】	
☐	道路交通法により、交通事故を起こしたときは、負傷者を救護し、警察に通報しなければならないことが規定されていることを説明したか
☐	(※) 交通事故発生に備え、任意保険加入の必要性について説明している
【相談窓口について】	
☐	購入者に販売店又は特定小型原動機付自転車の製造者の連絡先を教示しているか